

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業について、許可又は起業の認可をすべき制限措置並びに申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

小型定置網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
小型定置網	<p>【泊地先】 東伯郡湯梨浜町泊地先。ただし、次の点アから点オまでを順次直線で結んだ線及び点オと点アを直線で結んだ線により囲まれた海域。</p> <p>点ア 北緯35度31分53秒 東経133度57分28秒</p> <p>点イ 北緯35度32分00秒 東経133度57分52秒</p> <p>点ウ 北緯35度31分35秒 東経133度58分03秒</p> <p>点エ 北緯35度31分30秒 東経133度57分46秒</p> <p>点オ 北緯35度31分39秒 東経133度57分34秒 (世界測地系)</p>	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	漁業協同組合又は7名以上の共同経営体	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月1日から同年3月31日まで

3 許可の有効期間

令和8年4月17日から令和13年4月16日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。